

公園緑地工事の積算体系について

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 国営公園維持係長 いしざき たつや
石崎 達也

1. はじめに

公園緑地工事は、植栽工事、地盤整備、園路工事、公園施設設置、水景施設工事などを対象とし、土木、建築、設備等の分野を横断した工事であることが特徴である。このため、各分野の積算体系等の関連資料をベースとしながらも独自で、公園緑地工事積算体系を整備し、平成10年度より段階的に運用を開始している。

本体系の整備にあたっては、図－1に示した公園緑地工事積算体系検討委員会を設置して検討している。また、本体系については、国土交通省の直轄事業を適用対象としているが、多くの地方公共団体において、本体系を参考に積算図書を整備している。

さらに、刊行物として、「公園・緑地の維持管

理と積算」（一般財団法人経済調査会）、「造園修景積算の手引き」（一般財団法人建設物価調査会）などが刊行されている。

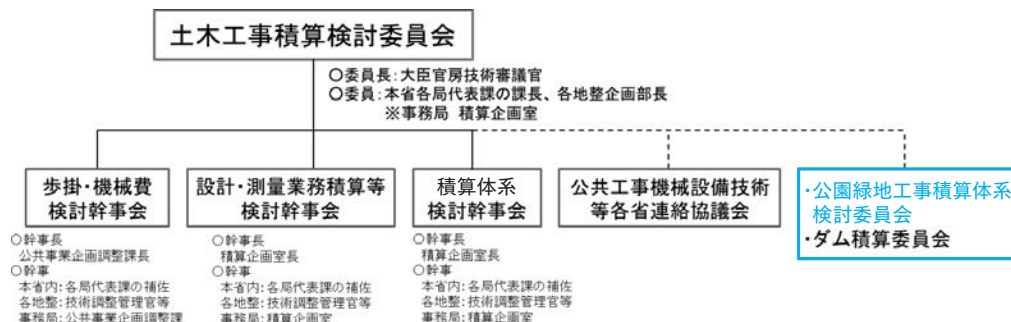
ここでは、「公園緑地工事積算体系」に関する近年の改定内容について紹介する。

2. 公園緑地工事の積算体系について

(1) 公園緑地工事の積算業務体系化の必要性

「公園緑地工事積算体系」の整備時の目的としては、公共事業の透明性・客観性・妥当性の確保など契約内容の明確化、積算業務の効率化、合理化を図ることである。

その目的に対応して、まず土木工事で新土木工事積算体系が整備され、その流れを受け、公園緑地分野においても、公園緑地工事に関する積算体系(公園緑地工事積算体系)を整備することとした。



図－1 公園緑地工事積算体系の検討体制

(2) 公園緑地工事の積算関係図書について

国土交通省では、公園緑地工事の円滑な施工を図るための積算関係図書として公園緑地工事積算体系を整備している。

この体系の構成要素としては、公園緑地工事工種体系ツリー図、公園緑地工事共通仕様書、公園緑地工事施工管理基準、公園緑地工事数量算出要領及び公園緑地工事標準歩掛がある。

① 公園緑地工事工種体系ツリー図

公園緑地工事工種体系ツリー図は、契約対象となる工事物の明確化や積算・見積の合理化等を目的として作られており、レベル別に工事区分（レベル1）、工種区分（レベル2）、種別（レベル3）、細別（レベル4）、規格（レベル5）に分かれている。

レベル3までの区分は概ね、表－1に示したようになる。

② 公園緑地工事共通仕様書

本共通仕様書は、公園緑地工事に係る工事内容や契約内容など、工事に関する幅広い注意事項を記したものである。

③ 公園緑地工事積算体系用語定義集

公園緑地工事積算体系の中でも、①「公園緑地工事工種体系ツリー図」は公園緑地工事の標準的な構成内容を規定するものであり、本体系のレベル4「細別」は、契約における取引項目となり得

る、特に重要なレベルとして位置付けられている。

このため、「細別」に含まれる費用項目の明確化を特に念頭に置き、その定義を中心に解説した用語集として、公園緑地工事積算体系用語定義集を作成している。

④ 公園緑地工事施工管理基準

この基準は、公園緑地工事の施工について契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的としてつくられている。

⑤ 公園緑地工事標準歩掛

これは、公園緑地工事に係る標準となる歩掛を記載したものである。

⑥ 公園緑地工事数量算出要領

本要領は、公園緑地工事に係る工事数量の計算等にあたって適用する要領について記載したものである。

⑦ 公園緑地工事数量集計表様式

本様式は、前記⑥の計算のために用いる（一式）。

3. 公園緑地工事積算体系の改定について

公園緑地工事積算体系については、関連する資料の改定や適用すべき諸基準類との整合性を担保するため、定期的に内容の精査、改定を行っている。

表－1 公園緑地工事積算体系に含まれる工事

工事区分（レベル1）		主な工種区分* （レベル2）	種別 （レベル3）
名称	定義		
基盤整備	地形の改変や地形の納まりに係わる作業の総称	敷地造成工、公園土工、植栽基盤工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、公園カルバート工	48 種別
植栽	植物材料を用い、公園緑地の環境や景観の整備を行う作業の総称	植栽工、移植工、樹木整姿工	27 種別
緑地育成	緑地の機能を十分発揮できるよう植物の生育環境を整え、緑地として目標状態まで健全に育成するための工事	植栽基盤改良工、樹木整姿工、樹木育成工、芝生育成工、樹木冬季対策工、発生剤等処理工	20 種別
施設整備	基盤整備後、各種公園施設の整備、設置に係わる作業の総称	給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、修景施設整備工、遊戯施設整備工 等	104 種別
グラウンド・コート整備	各種運動のためのグラウンド・コート及び付帯する施設の設置に係わる作業の総称	グラウンド・コート舗装工、スタンド整備工、グラウンド・コート施設整備工	21 種別
自然育成	植生や水辺等の自然環境の整備や野生生物の生息環境の整備に係わる作業の総称	自然育成施設工、自然育成植栽工	27 種別

※上記に示す工種のほかに、全工事区分共通の工種として、構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工、仮設工がある。

(1) 新たな積算方式の導入に伴う改定について

国土交通省では、これまで、公園緑地工事をはじめとする多くの公共工事で、必要な数量に単価を掛けて積み上げる積算方式（積上げ積算方式）を使用していたが、平成 24 年度から、直接工事費について、施工単位ごとに機械経費、労務費、材料費を含んだ標準単価を設定し、積算する方式（施工パッケージ型積算方式）^{*}を導入した。

これを受け、公園緑地工事積算体系においても、施工パッケージ型積算方式に対応するため、一部改定を実施し、国土交通省直轄事業において運用を行っている。

(2) 定期的な改定について

本体系については、概ね毎年度ごとに定期的な改定を行っている。

主な改定箇所については、概ね次のとおりである。

- ・土木工事積算体系等の関連資料の改定に伴う更新
- ・適用すべき諸基準類との整合
- ・重複事項の削除 など

(3) 令和 7 年度の改定について

令和 7 年度は、平成 26 年度の「建設業許可事務ガイドライン」の改正にて、造園工事の例示として「緑地育成工事」（樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事）が追加されたことや、土木工事積算体系といった関連資料が改定された状況などを踏まえ、令和 7 年 5 月に「公園緑地工事工種体系ツリー図」、「公園緑地工事共通仕様書」、「公園緑地工事施工管理基準」、「公園緑地工事標準歩掛」、「公園緑地工事積算体系用語定義集」、「公園緑地工事数量算出要領」について改定を行った。

(4) 「緑地育成工事」の追加に伴う改定について

都市公園では、植栽は緑陰確保、景観形成、雨

水の貯留等の多様な機能を果たすが、これらの機能は成長して初めて十分に発揮されるものである。

そのため、植栽工事の竣工後、植物が十分に成長するには、「適切な保全・養生」を行うことが必要であり、養生期・育成期における「緑地育成」に係る工事において、発注者・受注者ともに、「緑地育成」の考え方を理解した上で、施工することが重要である。

そのため、工事発注に必要な積算図書である公園緑地工事積算体系にも反映していくことが必要であることから、公園緑地工事積算体系検討委員会を設置し、令和 4 年 3 月に工種体系ツリー図・共通仕様書・用語定義集を改定、令和 6 年度に歩掛を除く資料を作成した。

令和 7 年度は、枯損木処理に関する事項について高木伐採と同じ定義であるため削除するなどの一部記載の改定を行った。

4. おわりに

公園緑地工事は、「1. はじめに」で述べたように、土木・建築・設備等の分野を横断した工事であることが特徴であることから、関連する資料や諸基準の改定と連動させるため、今後ともきめ細かい確認と最新情報の反映が必要である。

国土交通省としては、引き続き公園緑地工事の円滑な施工等を図るため、公園緑地工事積算体系の更新を行うとともに、自治体や関係団体と意見交換しながら、より使いやすい積算体系の構築に取り組んでいきたい。

また、国土交通省のホームページの「公園とみどり：公園緑地工事積算体系について」にて、公園緑地工事積算体系の図書一式を掲載しているので適宜確認いただければ幸いである。

【参考文献】

※国土交通省 国土技術政策総合研究所（令和 7 年 4 月）、『施工パッケージ型積算方式について』、p.5